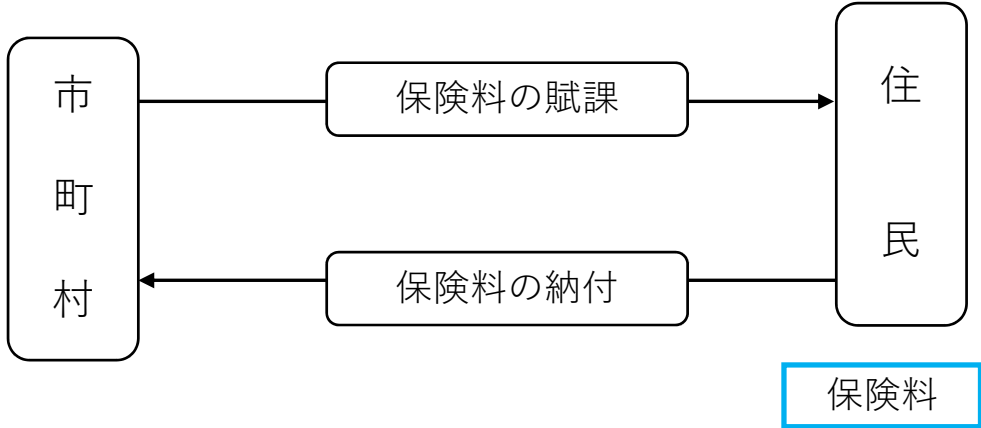


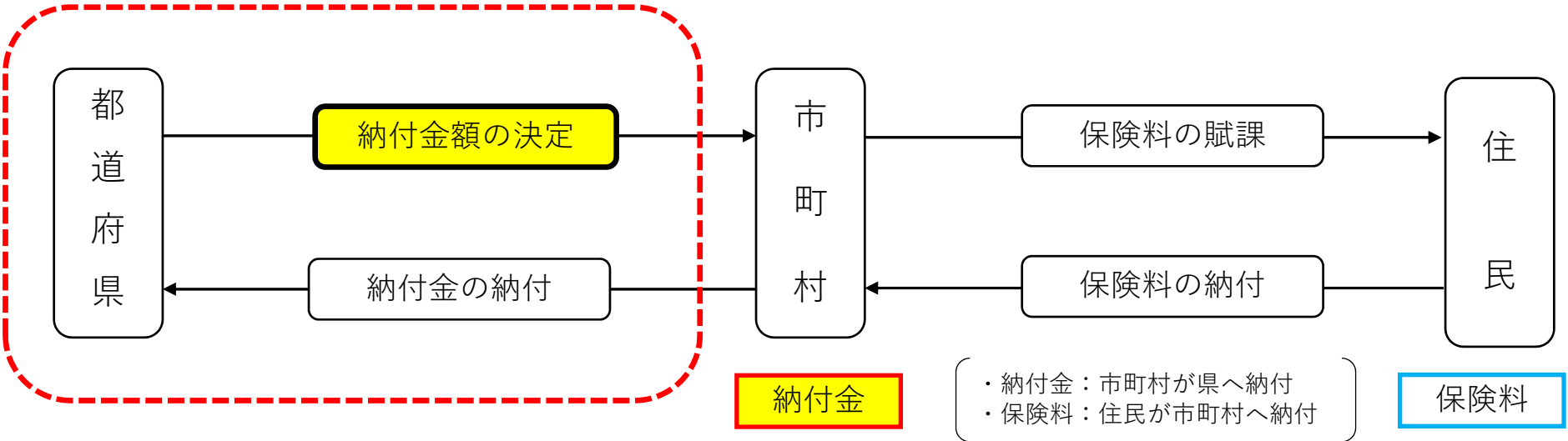
令和 5 年度国民健康保険事業費納付金（市町村納付金）の算定について

国民健康保険制度の改正

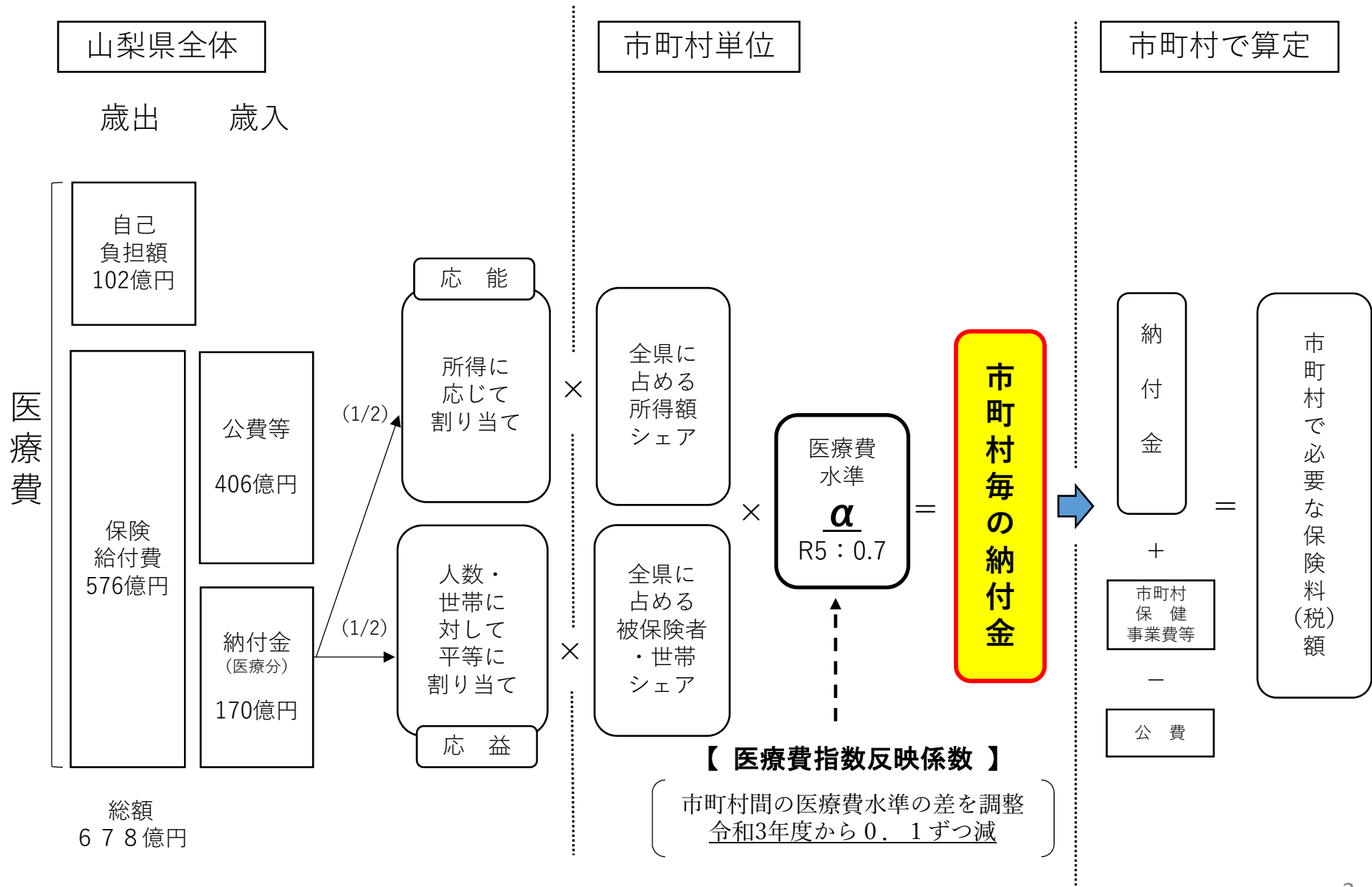
平成29年度まで【市町村単位で運営】



平成30年度から【都道府県単位で運営】



市町村納付金の算定イメージ



※後期高齢者支援金、介護納付金に係る市町村納付金は、医療費水準の算定を除き上記と同様に算定

令和5年度市町村納付金算定に係る前提条件等

単位：円・人

推計区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
医療費総額	72,169,660,086	71,785,781,636	71,060,391,901	68,932,612,434	67,038,966,301	67,809,549,787
被保険者数	203,498	195,017	187,033	185,735	178,333	172,330

※直近の1年間の医療費実績（R3.7～R4.6）を基礎として過去2年間の伸び率により推計

市町村納付金総額の内訳

単位：円

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
医療分	18,638,348,975	19,007,157,903	17,693,872,248	16,372,051,896	16,294,586,617	17,002,195,474
後期高齢者支援金分	5,097,288,142	5,527,164,017	5,521,102,288	5,518,809,251	5,428,614,446	5,930,420,900
介護納付金分	1,930,595,118	2,040,809,504	2,096,029,986	1,998,116,920	2,016,699,852	2,065,339,470
合計	25,666,232,235	26,575,131,424	25,311,004,522	23,888,978,067	23,739,900,915	24,997,955,844

※県全体の医療費の増加及び国全体の後期高齢者の増加に伴う若い世代の負担増加などに伴い納付金総額が増加

令和5年度 市町村納付金の内容

1人当たり納付金額

市町村名	令和4年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 一人当たり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	130,538 円	142,142 円	+ 11,604 円	+ 8.9 %
富 士 吉 田 市	143,057 円	151,247 円	+ 8,190 円	+ 5.7 %
都 留 市	132,499 円	140,585 円	+ 8,086 円	+ 6.1 %
山 梨 市	143,152 円	156,539 円	+ 13,387 円	+ 9.4 %
大 月 市	126,434 円	137,150 円	+ 10,716 円	+ 8.5 %
韮 崎 市	125,638 円	136,890 円	+ 11,252 円	+ 9.0 %
南アルプス市	131,023 円	144,211 円	+ 13,188 円	+ 10.1 %
北 杜 市	118,468 円	129,946 円	+ 11,478 円	+ 9.7 %
甲 斐 市	127,397 円	139,372 円	+ 11,975 円	+ 9.4 %
笛 吹 市	140,860 円	155,333 円	+ 14,473 円	+ 10.3 %
上 野 原 市	138,016 円	150,772 円	+ 12,756 円	+ 9.2 %
甲 州 市	139,094 円	157,155 円	+ 18,061 円	+ 13.0 %
中 央 市	130,204 円	143,665 円	+ 13,461 円	+ 10.3 %
早 川 町	117,228 円	127,668 円	+ 10,440 円	+ 8.9 %
身 延 町	140,557 円	151,028 円	+ 10,471 円	+ 7.4 %
南 部 町	130,920 円	142,325 円	+ 11,405 円	+ 8.7 %
昭 和 町	150,281 円	164,350 円	+ 14,069 円	+ 9.4 %
道 志 村	137,435 円	149,809 円	+ 12,374 円	+ 9.0 %
西 桂 町	116,994 円	125,513 円	+ 8,519 円	+ 7.3 %
忍 野 村	139,766 円	148,121 円	+ 8,355 円	+ 6.0 %
山 中 湖 村	146,145 円	151,375 円	+ 5,230 円	+ 3.6 %
鳴 沢 村	135,149 円	144,835 円	+ 9,686 円	+ 7.2 %
小 菅 村	130,071 円	132,640 円	+ 2,569 円	+ 2.0 %
丹 波 山 村	110,280 円	138,426 円	+ 28,146 円	+ 25.5 %
富士河口湖町	144,323 円	153,224 円	+ 8,901 円	+ 6.2 %
市川三郷町	125,281 円	136,122 円	+ 10,841 円	+ 8.7 %
富 士 川 町	133,715 円	144,095 円	+ 10,380 円	+ 7.8 %
県 全 体	133,121 円	145,059 円	+ 11,938 円	+ 9.0 %

※増加 全団体

納付金総額

市町村名	令和4年度 納付金総額	令和5年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,015,659,209 円	5,376,819,262 円	+ 361,160,053 円	+ 7.2 %
富 士 吉 田 市	1,390,372,355 円	1,426,563,708 円	+ 36,191,353 円	+ 2.6 %
都 留 市	778,696,704 円	800,347,756 円	+ 21,651,052 円	+ 2.8 %
山 梨 市	1,149,078,650 円	1,231,651,719 円	+ 82,573,069 円	+ 7.2 %
大 月 市	662,515,842 円	690,825,101 円	+ 28,309,259 円	+ 4.3 %
韮 崎 市	765,259,644 円	812,443,269 円	+ 47,183,625 円	+ 6.2 %
南アルプス市	1,940,584,844 円	2,051,113,061 円	+ 110,528,217 円	+ 5.7 %
北 杜 市	1,589,479,222 円	1,699,569,212 円	+ 110,089,990 円	+ 6.9 %
甲 斐 市	1,870,691,216 円	1,957,341,457 円	+ 86,650,241 円	+ 4.6 %
笛 吹 市	2,254,745,468 円	2,392,432,222 円	+ 137,686,754 円	+ 6.1 %
上 野 原 市	737,969,581 円	741,498,204 円	+ 3,528,623 円	+ 0.5 %
甲 州 市	1,168,114,047 円	1,243,884,994 円	+ 75,770,947 円	+ 6.5 %
中 央 市	790,727,672 円	842,166,194 円	+ 51,438,522 円	+ 6.5 %
早 川 町	25,790,122 円	27,065,707 円	+ 1,275,585 円	+ 4.9 %
身 延 町	381,753,887 円	376,663,463 円	▲ 5,090,424 円	▲ 1.3 %
南 部 町	210,126,245 円	216,760,319 円	+ 6,634,074 円	+ 3.2 %
昭 和 町	566,409,804 円	638,334,719 円	+ 71,924,915 円	+ 12.7 %
道 志 村	57,860,227 円	62,769,801 円	+ 4,909,574 円	+ 8.5 %
西 桂 町	93,946,438 円	104,175,424 円	+ 10,228,986 円	+ 10.9 %
忍 野 村	206,155,453 円	202,185,738 円	▲ 3,969,715 円	▲ 1.9 %
山 中 湖 村	259,699,120 円	245,985,095 円	▲ 13,714,025 円	▲ 5.3 %
鳴 沢 村	112,443,578 円	115,867,682 円	+ 3,424,104 円	+ 3.0 %
小 菅 村	26,924,647 円	21,753,032 円	▲ 5,171,615 円	▲ 19.2 %
丹 波 山 村	16,762,560 円	20,487,118 円	+ 3,724,558 円	+ 22.2 %
富士河口湖町	821,199,190 円	834,766,647 円	+ 13,567,457 円	+ 1.7 %
市川三郷町	433,221,158 円	451,652,317 円	+ 18,431,159 円	+ 4.3 %
富 士 川 町	413,714,032 円	412,832,623 円	▲ 881,409 円	▲ 0.2 %
県 合 計	23,739,900,915 円	24,997,955,844 円	+ 1,258,054,929 円	+ 5.3 %

※増加 22団体 減少 5団体

<1人当たり納付金額、納付金総額の増加要因>

- ・ 主な要因は、「推計した医療費と所得の増加」及び「後期高齢者の増加に伴う若い世代の負担増加」が挙げられる。

※納付金総額が減少した市町村（身延町、忍野村、山中湖村、小菅村、富士川町）について

- ・ 被保険者数の減少幅が、上記の増加要因による増加幅よりも大きいため、1人当たり納付金額は増加したものの、納付金総額としては減少した。

令和5年度 市町村納付金における調整措置の内容

調整措置額

市町村名	平成28年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 一人当たり 納付金額	増減率 (1年当たり)	令和5年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人当たり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	142,142 円	+ 1.5 %	142,142 円	0 円	0 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	151,774 円	+ 2.0 %	151,247 円	▲ 527 円	▲ 4,970,664 円
都 留 市	140,048 円	140,585 円	+ 0.1 %	140,585 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	156,806 円	+ 1.8 %	156,539 円	▲ 267 円	▲ 2,100,756 円
大 月 市	139,316 円	137,150 円	▲ 0.2 %	137,150 円	0 円	0 円
韭 崎 市	120,184 円	137,302 円	+ 1.9 %	136,890 円	▲ 412 円	▲ 2,445,220 円
南アルプス市	123,064 円	145,441 円	+ 2.4 %	144,211 円	▲ 1,230 円	▲ 17,494,290 円
北 杜 市	116,889 円	129,946 円	+ 1.5 %	129,946 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	139,372 円	+ 1.4 %	139,372 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	157,102 円	+ 2.7 %	155,333 円	▲ 1,769 円	▲ 27,246,138 円
上 野 原 市	134,858 円	150,772 円	+ 1.6 %	150,772 円	0 円	0 円
甲 州 市	124,070 円	160,749 円	+ 3.8 %	157,155 円	▲ 3,594 円	▲ 28,446,510 円
中 央 市	118,818 円	145,740 円	+ 3.0 %	143,665 円	▲ 2,075 円	▲ 12,163,650 円
早 川 町	121,073 円	127,668 円	+ 0.8 %	127,668 円	0 円	0 円
身 延 町	148,082 円	151,028 円	+ 0.3 %	151,028 円	0 円	0 円
南 部 町	155,450 円	142,325 円	▲ 1.3 %	142,325 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	164,989 円	+ 2.0 %	164,350 円	▲ 639 円	▲ 2,481,876 円
道 志 村	150,147 円	149,809 円	▲ 0.0 %	149,809 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	125,513 円	▲ 1.3 %	125,513 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	148,451 円	+ 1.9 %	148,121 円	▲ 330 円	▲ 450,450 円
山 中 湖 村	156,340 円	151,375 円	▲ 0.5 %	151,375 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	144,835 円	▲ 1.8 %	144,835 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	133,416 円	+ 2.2 %	132,640 円	▲ 776 円	▲ 127,264 円
丹 波 山 村	85,970 円	146,822 円	+ 7.9 %	138,426 円	▲ 8,396 円	▲ 1,242,608 円
富士河口湖町	144,160 円	153,224 円	+ 0.9 %	153,224 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	136,492 円	+ 1.9 %	136,122 円	▲ 370 円	▲ 1,227,660 円
富 士 川 町	142,906 円	144,095 円	+ 0.1 %	144,095 円	0 円	0 円
県 全 体	129,820 円	145,641 円	+ 1.7 %	145,059 円	▲ 582 円	▲ 100,397,086 円

増加 21 団体
減少 6 団体
調整措置対象 12 団体

調整措置総額		100,397,086 円
財源	国公費	50,082,000 円
	県公費	50,315,086 円
	合 計	100,397,086 円

- ・納付金の制度導入に伴い、被保険者の保険料が急激に増額しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を実施
- ・制度改正前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国ガイドラインで算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県全体の増加率を超える市町村に対し、国と県の公費を充当(令和5年度までの時限的措置)
- ・令和5年度は、県全体の増加率(+1.7%)を超えた12団体に対し、合計1億39万円余の調整措置を実施

医療費水準調整 (α=0.7)

市町村名	α=0.7調整	
甲 府 市	▲ 15,897,232 円	
富 士 吉 田 市	▲ 28,081,592 円	
都 留 市	5,521,798 円	
山 梨 市	▲ 17,042,089 円	
大 月 市	▲ 5,730,261 円	
韭 崎 市	▲ 2,843,962 円	
南アルプス市	10,626,393 円	
北 杜 市	55,322,363 円	
甲 斐 市	18,696,736 円	
笛 吹 市	▲ 6,942,311 円	
上 野 原 市	▲ 11,423,818 円	
甲 州 市	▲ 3,165,259 円	
中 央 市	▲ 679,125 円	
早 川 町	1,452,494 円	
身 延 町	▲ 5,685,618 円	
南 部 町	▲ 2,379,894 円	
昭 和 町	▲ 562,085 円	
道 志 村	▲ 110,512 円	
西 桂 町	3,601,707 円	
忍 野 村	▲ 652,708 円	
山 中 湖 村	1,836,622 円	
鳴 沢 村	2,415,266 円	
小 菅 村	809,067 円	
丹 波 山 村	▲ 308,555 円	
富士河口湖町	8,848,101 円	
市 川 三 郷 町	3,660,589 円	
富 士 川 町	▲ 460,044 円	
+	のみ合計	112,791,136 円

- ・医療費指数反映係数(α)を減らすことにより医療費水準が低い団体に生じる財政負担増に対して、特別交付金を交付している。これにより、納付金の増による保険料の増を保険料の上昇を回避。

参考：平成30年度からの市町村納付金の推移

市町村名	平成30年度 一人当たり 納付金額	令和元年度 一人当たり 納付金額	令和2年度 一人当たり 納付金額	令和3年度 一人当たり 納付金額	令和4年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 一人当たり 納付金額
甲府市	127,637円	137,303円	134,081円	127,214円	130,538円	142,142円
富士吉田市	132,472円	142,344円	143,066円	135,759円	143,057円	151,247円
都留市	126,587円	131,597円	133,873円	123,564円	132,499円	140,585円
山梨市	128,648円	139,619円	143,337円	136,940円	143,152円	156,539円
大月市	130,479円	138,905円	130,786円	123,846円	126,434円	137,150円
韮崎市	112,929円	126,404円	126,450円	119,676円	125,638円	136,890円
南アルプス市	123,064円	132,514円	131,993円	125,951円	131,023円	144,211円
北杜市	107,506円	120,306円	118,807円	112,899円	118,468円	129,946円
甲斐市	117,774円	131,644円	129,450円	123,722円	127,397円	139,372円
笛吹市	130,579円	141,141円	142,124円	136,721円	140,860円	155,333円
上野原市	134,858円	145,070円	144,247円	136,139円	138,016円	150,772円
甲州市	124,070円	135,398円	135,898円	131,441円	139,094円	157,155円
中央市	118,818円	128,794円	130,427円	125,262円	130,204円	143,665円
早川町	121,073円	137,684円	128,879円	121,767円	117,228円	127,668円
身延町	148,082円	159,103円	151,796円	138,941円	140,557円	151,028円
南部町	123,890円	142,564円	132,198円	126,099円	130,920円	142,325円
昭和町	121,959円	146,117円	153,102円	145,936円	150,281円	164,350円
道志村	144,134円	145,578円	142,998円	134,338円	137,435円	149,809円
西桂町	116,050円	121,873円	119,499円	106,981円	116,994円	125,513円
忍野村	130,419円	140,319円	141,425円	135,372円	139,766円	148,121円
山中湖村	156,340円	164,993円	162,366円	152,134円	146,145円	151,375円
鳴沢村	128,587円	129,987円	134,102円	125,341円	135,149円	144,835円
小菅村	108,244円	96,035円	122,230円	124,294円	130,071円	132,640円
丹波山村	85,970円	96,841円	103,224円	101,066円	110,280円	138,426円
富士河口湖町	139,512円	149,743円	152,318円	141,930円	144,323円	153,224円
市川三郷町	119,686円	131,099円	128,378円	122,528円	125,281円	136,122円
富士川町	129,872円	133,320円	139,073円	129,737円	133,715円	144,095円
県全体	125,527円	136,120円	135,329円	128,619円	133,121円	145,059円

市町村名	平成30年度 納付金総額	令和元年度 納付金総額	令和2年度 納付金総額	令和3年度 納付金総額	令和4年度 納付金総額	令和5年度 納付金総額
甲府市	5,777,128,770円	5,850,578,207円	5,447,844,745円	5,090,959,216円	5,015,659,209円	5,376,819,262円
富士吉田市	1,481,478,399円	1,497,701,562円	1,411,345,364円	1,437,420,923円	1,390,372,355円	1,426,563,708円
都留市	873,621,754円	872,108,779円	878,342,660円	780,553,623円	778,696,704円	800,347,756円
山梨市	1,199,637,277円	1,263,202,878円	1,223,954,760円	1,160,564,529円	1,149,078,650円	1,231,651,719円
大月市	783,590,626円	812,126,361円	721,025,405円	662,700,655円	662,515,842円	690,825,101円
韮崎市	772,593,747円	850,148,052円	829,889,984円	768,083,366円	765,259,644円	812,443,269円
南アルプス市	2,038,513,285円	2,107,947,980円	2,048,795,135円	1,904,637,281円	1,940,584,844円	2,051,113,061円
北杜市	1,614,860,287円	1,766,839,643円	1,646,426,313円	1,534,295,581円	1,589,479,222円	1,699,569,212円
甲斐市	1,965,927,701円	2,086,608,225円	1,954,303,320円	1,896,907,511円	1,870,691,216円	1,957,341,457円
笛吹市	2,458,834,876円	2,531,256,762円	2,412,414,399円	2,269,982,271円	2,254,745,468円	2,392,432,222円
上野原市	789,002,958円	810,693,238円	783,838,754円	729,707,352円	737,969,581円	741,498,204円
甲州市	1,145,323,122円	1,210,439,045円	1,168,041,627円	1,144,455,885円	1,168,114,047円	1,243,884,994円
中央市	826,357,396円	842,399,523円	856,251,538円	819,336,597円	790,727,672円	842,166,194円
早川町	33,078,034円	40,479,067円	33,250,791円	30,928,818円	25,790,122円	27,065,707円
身延町	477,981,323円	475,429,823円	430,341,483円	400,149,518円	381,753,887円	376,663,463円
南部町	232,543,557円	260,132,588円	233,329,009円	218,277,408円	210,126,245円	216,760,319円
昭和町	495,004,662円	569,288,389円	586,992,628円	556,015,225円	566,409,804円	638,334,719円
道志村	71,013,790円	66,979,265円	70,355,251円	64,750,727円	57,860,227円	62,769,801円
西桂町	110,741,312円	112,028,680円	105,279,027円	98,743,626円	93,946,438円	104,175,424円
忍野村	230,910,924円	228,244,200円	214,966,740円	206,442,936円	206,155,453円	202,185,738円
山中湖村	317,617,247円	310,915,007円	294,532,770円	275,970,596円	259,699,120円	245,985,095円
鳴沢村	121,764,545円	119,456,535円	112,108,957円	114,937,956円	112,443,578円	115,867,682円
小菅村	28,359,822円	17,286,307円	25,668,226円	27,095,995円	26,924,647円	21,753,032円
丹波山村	14,185,050円	16,366,064円	15,999,700円	16,574,762円	16,762,560円	20,487,118円
富士河口湖町	878,721,507円	905,216,865円	889,235,141円	831,711,384円	821,199,190円	834,766,647円
市川三郷町	462,962,852円	499,585,061円	481,033,870円	439,752,065円	433,221,158円	451,652,317円
富士川町	464,477,412円	451,673,318円	435,436,925円	408,022,261円	413,714,032円	412,832,623円
県合計	25,666,232,235円	26,575,131,424円	25,311,004,522円	23,888,978,067円	23,739,900,915円	24,997,955,844円